

図 4.1-30 重要な動物種の位置図

2) 注目すべき生息地の状況

調査区域における注目すべき生息地は、表 4.1-62(1)～(2)に示す基準で選定した。

表 4.1-62(1) 注目すべき生息地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』 (昭和 25 年 法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』 (昭和 30 年 愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』 (昭和 52 年 半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』 (平成 4 年 碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』 (昭和 53 年 刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』 (平成 7 年 安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』 (昭和 51 年 常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』 (昭和 44 年 東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』 (昭和 45 年 大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』 (平成 17 年 知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』 (昭和 45 年 知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』 (昭和 51 年 高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』 (昭和 47 年 阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』 (昭和 53 年 東浦町条例第 12 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 区分 ・県：愛知県指定 ・市 1：知多市指定 ・市 2：常滑市指定 ・市 3：東海市指定 ・市 4：大府市指定 ・市 5：半田市指定 ・市 6：高浜市指定 ・市 7：刈谷市指定 ・市 8：知立市指定 ・市 9：碧南市指定 ・市 10：安城市指定 ・町 1：阿久比町指定 ・町 2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』 (平成 4 年 法律第 75 号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令』 (平成 5 年 政令第 17 号)	生息：生息地等保護区
③	『特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)』 (昭和 55 年 条約第 28 号)に基づく重要な湿地	基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 品種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の品種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または品種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地

表 4.1-62(2) 注目すべき生息地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
④	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準 1 : 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2 : 希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3 : 多様な生物相を有している場合 (ただし、外来種を除く) 基準 4 : 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5 : 生物の生活史の中で不可欠な地域 (採餌場、繁殖場等) である場合
⑤	『希少猛禽類調査 (イヌワシ・クマタカ) の結果について』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)	生息確認 生息推定 一時滞在
⑥	『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』(平成 14 年 法律第 88 号)	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特別 : 特別保護地区 特指 : 特別保護指定区域
⑦	『重要野鳥生息地 (IBA)』 (日本野鳥の会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)	基準 A1 : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常に多数生息している生息地 基準 A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 基準 A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 基準 A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4iii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 基準 A4iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト
⑧	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)』 (コンサバーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 5 月閲覧)	危機性 : IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息／生育する 非代替性 : a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑨	『自然環境保全法』 (昭和 47 年 法律第 85 号) 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域
⑩	『平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ』(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)	生息確認
⑪	『ガンカモ類の生息調査(令和 4 年度 第 54 回)』(令和 5 年 6 月、環境省)	渡り鳥生息地

調査区域における注目すべき生息地を表 4.1-63 及び図 4.1-31 に示す。調査区域には、南知多県立自然公園、半田鳥獣保護区、佐布里池鳥獣保護区、藤江小学校鳥獣保護区が存在する。なお、いずれの自然公園及び鳥獣保護区においても保護すべき鳥獣として指定されている種はない。

表 4.1-63 注目すべき生息地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑨ 『愛知県立自然公園条例』（昭和 43 年 愛知県条例第 7 号）
2	半田鳥獣保護区	半田市	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	⑥ 『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』（平成 14 年 法律第 88 号）
3	佐布里池鳥獣保護区	知多市	鳥獣保護区（森林鳥獣）	
4	藤江小学校鳥獣保護区	東浦町	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	

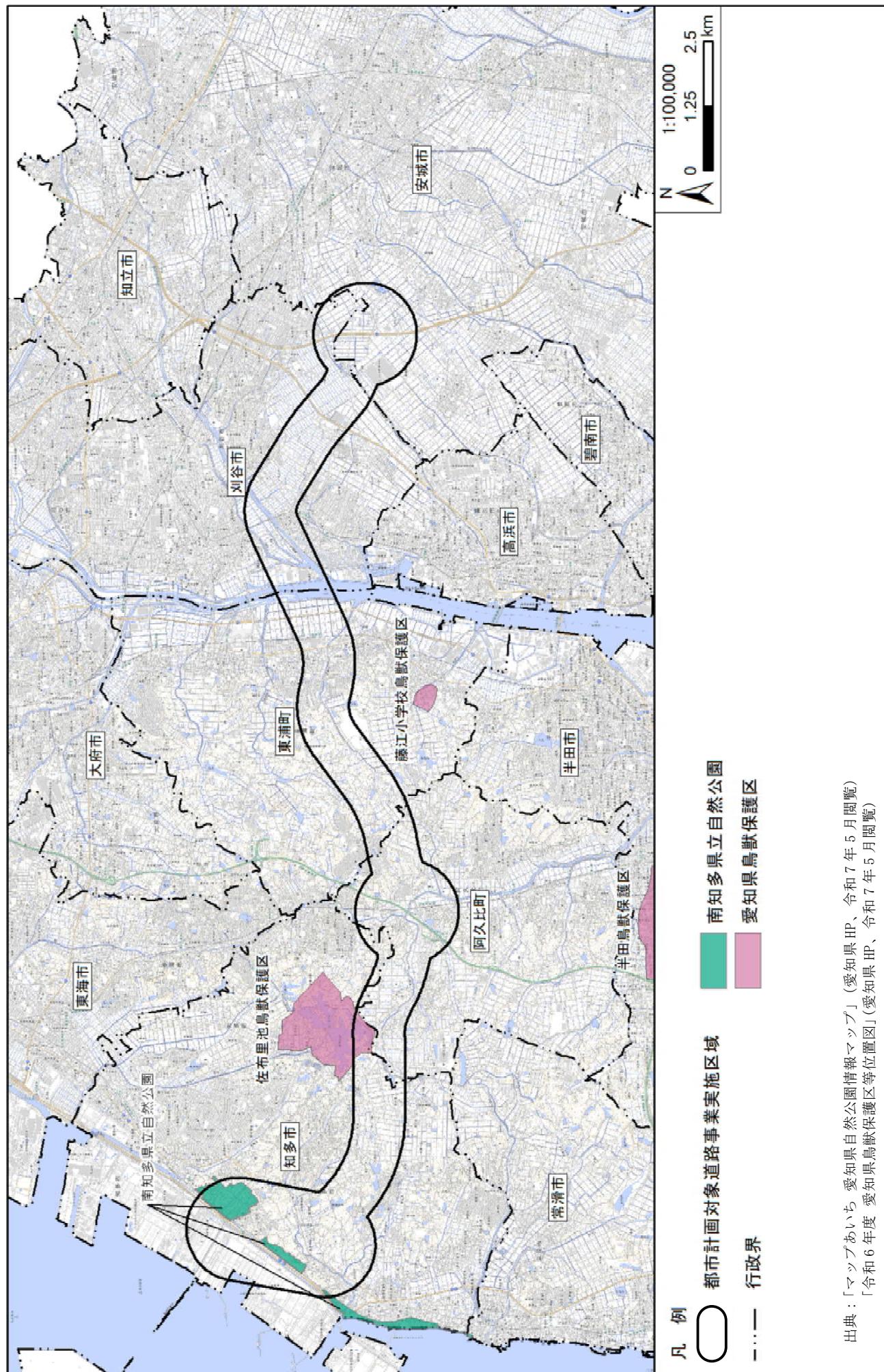


図 4.1-31 注目すべき生息地

(2) 植物の重要な種及び群落の状況

1) 植物の重要な種の状況

調査区域における植物の重要な種は、既存資料により生育が確認された種のうち、表 4. 1-64 に示す基準で選定した。植物の重要な種のうち、確認された詳細な位置情報を図 4. 1-32 に示す。

表 4. 1-64 重要な種の選定基準

分類	略称	名称	カテゴリ
法規制等	文法	『文化財保護法』(昭和 25 年法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』(昭和 30 年愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』(昭和 52 年半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』(平成 4 年碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』(昭和 53 年刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』(平成 7 年安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』(昭和 51 年常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』(昭和 44 年東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』(昭和 45 年大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』(平成 17 年知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』(昭和 45 年知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』(昭和 51 年高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』(昭和 47 年阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』(昭和 53 年東浦町条例第 12 号)	・特天：特別天然記念物 ・天：天然記念物 ・県：愛知県指定 ・市 1：半田市指定 ・市 2：碧南市指定 ・市 3：刈谷市指定 ・市 4：安城市指定 ・市 5：常滑市指定 ・市 6：東海市指定 ・市 7：大府市指定 ・市 8：知多市指定 ・市 9：知立市指定 ・市 10：高浜市指定 ・町 1：阿久比町指定 ・町 2：東浦町指定
		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成 4 年法律第 75 号)	・国内：特定国内希少野生動植物種
		『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・○：指定希少野生動植物
RDB 等	環 RL	『環境省レッドリスト』(令和 2 年 3 月、環境省) 『第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について』(令和 7 年 3 月、環境省)	・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧 I 類 ・CR：絶滅危惧 I A 類 ・EN：絶滅危惧 I B 類 ・VU：絶滅危惧 II 類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅の恐れのある地域個体群
		『レッドデータブックあいち 2020 植物編』(令和 2 年 3 月、愛知県) 『レッドリストあいち 2025』(令和 7 年 3 月、愛知県)	・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧 I 類 ・CR：絶滅危惧 I A 類 ・EN：絶滅危惧 I B 類 ・VU：絶滅危惧 II 類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：地域個体群 ・国：環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種

(a) 維管束植物

調査区域における重要な維管束植物は、表 4.1-65(1)～(4)に示す 38 目 73 科 179 種が確認されている。

表 4.1-65(1) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
1	イワヒバ	イワヒバ	イヌカタヒバ				VU	
2	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ				NT	NT
3	トクサ	トクサ	イヌスギナ				VU	
4	マツバラン	マツバラン	マツバラン				NT	VU
5	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ				NT	CR
6	サンショウモ	サンショウモ	アカウキクサ				EN	CR
7			サンショウモ				NT	EN
8	ウラボシ	コバノイシカグマ	イシカグマ					NT
9		メシダ	ウスバシケシダ				VU	VU
10		チャセンシダ	コタニワタリ				EN	
11			ナンカイヌリトラノオ				VU	
12		オシダ	ヌカイタチシダ				NT	
13		ウラボシ	オオクボシダ					NT
14	マツ	マツ	トガサワラ				VU	
15	ヒノキ	ヒノキ	ハイネズ				VU	
16			ネズミサシ				NT	
17	スイレン	スイレン	オニバス				VU	CR
18			コウホネ				EN	
19			ヒメコウホネ				CR	CR
20	コショウ	ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ					VU
21	モクレン	モクレン	シデコブシ				NT	VU
22	クスノキ	クスノキ	ニッケイ				NT	
23	オモダカ	サトイモ	ミヤママムシグサ					EN
24			ムサシアブミ					DD
25	チシマゼキショウ	オモダカ	イワショウブ					VU
26			マルバオモダカ				VU	EN
27			アギナシ				NT	
28			トチカガミ	スブタ			VU	CR
29			ヤナギスブタ					NT
30			トチカガミ				NT	EN
31			ムサシモ				EN	EN
32			サガミトリゲモ				NT	VU
33			イトトリゲモ				NT	NT
34			トリゲモ				VU	
35			オオトリゲモ					NT
36			ミズオオバコ				NT	
37		シバナ	シバナ				NT	NT
38		ヒルムシロ	イトモ				NT	NT
39			ヒルムシロ					NT
40			リュウノヒゲモ				NT	
41			イトクズモ				VU	CR
42		カワツルモ	カワツルモ				NT	NT

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

表 4.1-65(2) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
43	ヤマノイモ	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ					NT
44	タコノキ	ホシゴウソウ	ホシゴウソウ					NT
45	クサスギカズラ	ラン	ムギラン					NT
46			エビネ					NT
47			キンラン					NT
48			タシロラン					NT
49			アキザキヤツシロラン					VU
50			ミズトンボ					NT
51			フウラン					EN
52			サギソウ					VU
53			ヤマサギソウ					VU
54			トキソウ					EN
55			ヤマトキソウ					VU
56			アヤメ	カキツバタ				NT
57	ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ					NT
58	イネ	ガマ	ミクリ					EN
59			ナガエミクリ					NT
60		ホシクサ	クロイヌノヒゲ					NT
61			シラタマホシクサ					VU
62		イグサ	イヌイ					CR
63		カヤツリグサ	イトテンツキ					NT
64			ミノボロスゲ					VU
65			スナジスゲ					CR
66			サツマスゲ					EN
67			ヤブスゲ					EN
68			ノグサ					EN
69			ヒメアオガヤツリ					CR
70			オオシロガヤツリ					VU
71			セイタカハリイ					VU
72			チャボイ					VU
73			クグテンツキ					VU
74			ナガボテンツキ					CR
75			ビロードテンツキ					VU
76			トネテンツキ					VU
77			トラノハナヒゲ					CR
78			オオイヌノハナヒゲ					VU
79			コシンジュガヤ					VU
80	イネ		ヒメコヌカグサ					NT
81			ヒナザサ					VU
82			ヒメタイヌビエ					EN
83			ウンヌケ					NT
84			ウンヌケモドキ					VU
85			ヨコハマダケ					VU
86			カモノハシ					VU
87			ウキシバ					NT
88			ミカワシンジュガヤ					VU
89			ハマエノコロ					NT
90	キンポウゲ	メギ	ヘビノボラズ					NT
91		キンポウゲ	カザグルマ					EN

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

表 4.1-65(3) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準					
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL	
92	ユキノシタ	スグリ	ヤブサンザシ					EN	
93			タコノアシ				NT	NT	
94			アリノトウグサ	タチモ			NT	NT	
95	マメ	マメ	シバハギ					CR	
96			レンリソウ					VU	
97			イヌハギ				NT	VU	
98			オオバクサフジ					NT	
99	バラ	グミ	アリマグミ					VU	
100			クロウメモドキ	ケンポナシ				EN	
101			バラ	ヒロハノカワラサイコ			NT	CR	
102				シロヤマブキ			EN		
103				マメナシ			EN	CR	
104			ミヤマワレモコウ					EN	
105	ブナ	ブナ	シリブカガシ					VU	
106			ナラガシワ					EN	
107			カバノキ	サクラバハンノキ				NT	
108	カタバミ	ホルトノキ	ホルトノキ					VU	
109	キントラノオ	ヤナギ	キヌヤナギ					NT	
110		オトギリソウ	アゼオトギリ				EN	EN	
111	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ					NT	
112			エゾミソハギ					VU	
113			ミズマツバ				NT		
114			ミズキカシグサ				NT	VU	
115			ヒメビシ				VU	EN	
116			オニビシ					NT	
117			アカバナ	ウスゲチョウジタデ				NT	
118	ムクロジ	ムクロジ	カラコギカエデ					VU	
119	アオイ	アオイ	ハマボウ					VU	
120	アブラナ	アブラナ	ミズタガラシ					NT	
121			マルバタネツケバナ					VU	
122			コイヌガラシ				NT		
123	ナデシコ	タデ	サトヤマタデ					NT	
124			ナガバノヤノネグサ					EN	
125			サイコクヌカボ				NT	NT	
126			ナガバノウナギツカミ				NT	NT	
127			コミゾソバ					NT	
128			ヌカボタデ				VU	VU	
129			ホソバイヌタデ				NT	VU	
130			コギシギシ					NT	
131			ノダイオウ				VU	CR	
132			ナガバノイシモチソウ		○	VU	CR		
133		モウセンゴケ	シロバナナガバノイシモチソウ		○		CR		
134			イシモチソウ				NT	EN	
135	ナデシコ		オオヤマフスマ					VU	
136	ヒュ		ハマアカザ					VU	
137			マルバアカザ					NT	
138	ツツジ	サクラソウ	ノジトラノオ				VU	CR	

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

表 4.1-65(4) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
139	リンドウ	アカネ	ルリミノキ					NT
140		リンドウ	イヌセンブリ				NT	NT
141		キョウウチクトウ	スズサイコ				NT	
142	ムラサキ	ムラサキ	スナビキソウ					EN
143	シソ	オオバコ	オオアブノメ				VU	VU
144			トウオオバコ					EN
145			イヌノフグリ				NT	
146			カワヂシャ				NT	
147			ツルカコソウ				VU	
148			ケブカツルカコソウ					EN
149			シロネ					NT
150			ミズトラノオ				VU	VU
151			シマジタムラソウ				VU	NT
152			ミヅコウジュ				NT	
153			ヒメナミキ					NT
154		ハエドクソウ	スズメノハコベ					NT
155	ハマウツボ		ゴマクサ				NT	VU
156			クチナシグサ					NT
157			ミカワシオガマ				VU	EN
158			ヒキヨモギ					NT
159			オオヒキヨモギ				NT	
160	タヌキモ		ノタヌキモ				VU	VU
161			イヌタヌキモ				NT	
162			ミカワタヌキモ				EN	CR
163			ヒメミミカキグサ				CR	EN
164			ムラサキミミカキグサ				NT	NT
165	モチノキ	モチノキ	ナナミノキ					VU
166	キク	キキョウ	キキョウ				NT	VU
167		ミツガシワ	ガガブタ				NT	NT
168			アザザ				NT	EN
169		キク	ヒメシオン					EN
170			ムラサキトキンソウ					NT
171			イズハハコ				NT	VU
172			ミズギク					NT
173			カセンソウ					EN
174			コニガナ					CR
175			ネコノシタ					NT
176			ウラギク				NT	VU
177			オナモミ				VU	CR
178	セリ	セリ	アシタバ					NT
179	マツムシソウ	ガマズミ	ハクサンボク					VU
合計	38 目	73 科	179 種	0 種	0 種	2 種	96 種	153 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

(b) 非維管束植物

調査区域における重要な非維管束植物は、表 4.1-66 に示す 3 目 3 科 4 種が確認されている。

表 4.1-66 重要な非維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準			
				文法	種法	環 RL	県 RL
1	ミズゴケ	ミズゴケ	オオミズゴケ			NT	NT
2			イボミズゴケ				NT
3	ゼニゴケ	ウキゴケ	イチョウウキゴケ			NT	
4	ウロコゴケ	クサリゴケ	マルバヒメクサリゴケ				VU
合計	3 目	3 科	4 種	0 種	0 種	2 種	3 種

注 1) 種名等は「日本産タイ類・ツノゴケ類チェックリスト」(令和元年、片桐知之・古木達郎) に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

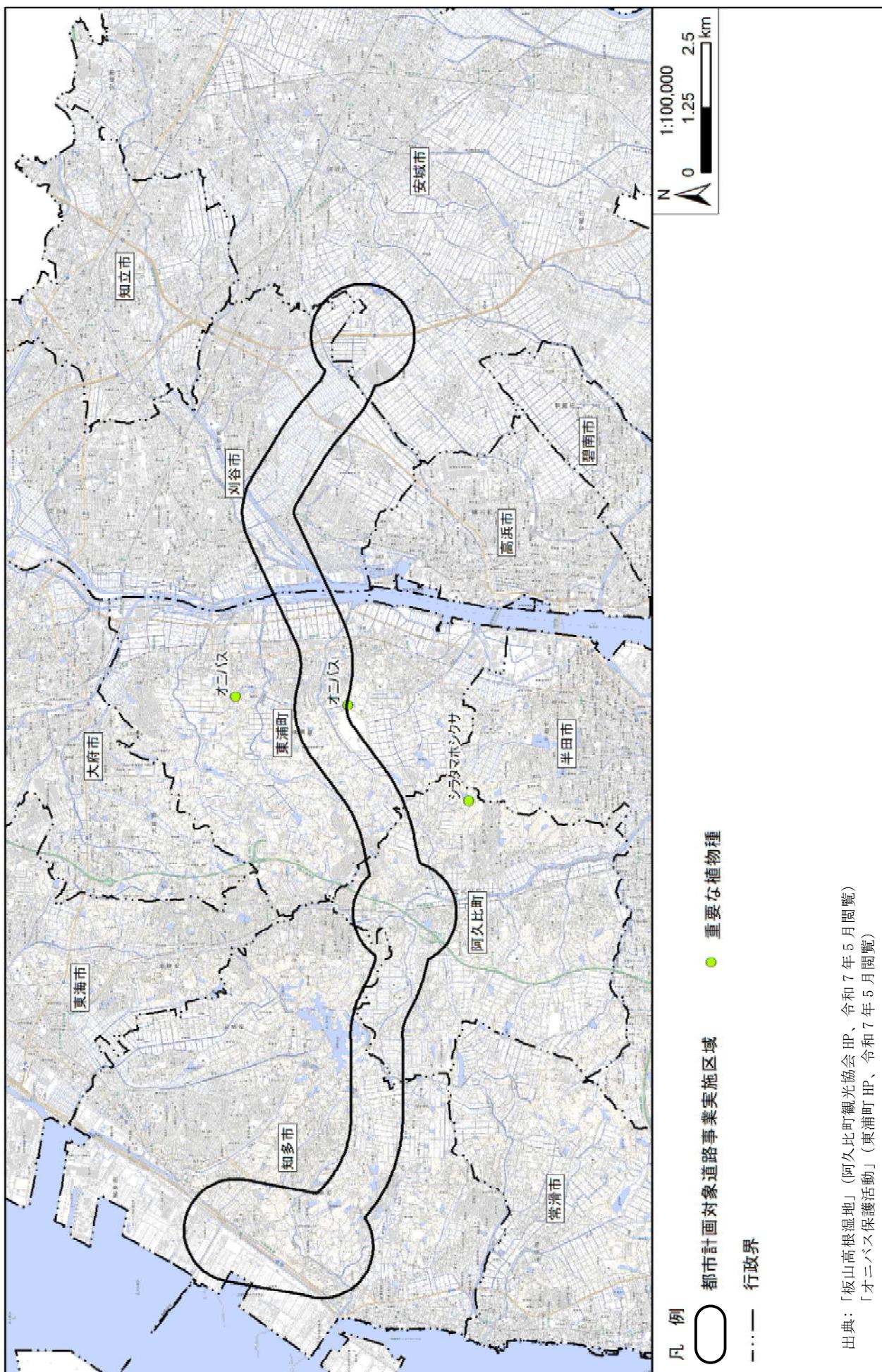


図 4.1-32 重要な植物種の位置図

2) 重要な植物群落の状況

調査区域における重要な植物群落は、表 4.1-67 に示す基準で選定した。重要な植物群落の状況を表 4.1-68 及び図 4.1-33 に示す。

調査区域における重要な植物群落は、大興寺・八幡神社のツブラジイ林、阿久比多賀神社社叢、日長神社社叢等が存在する。

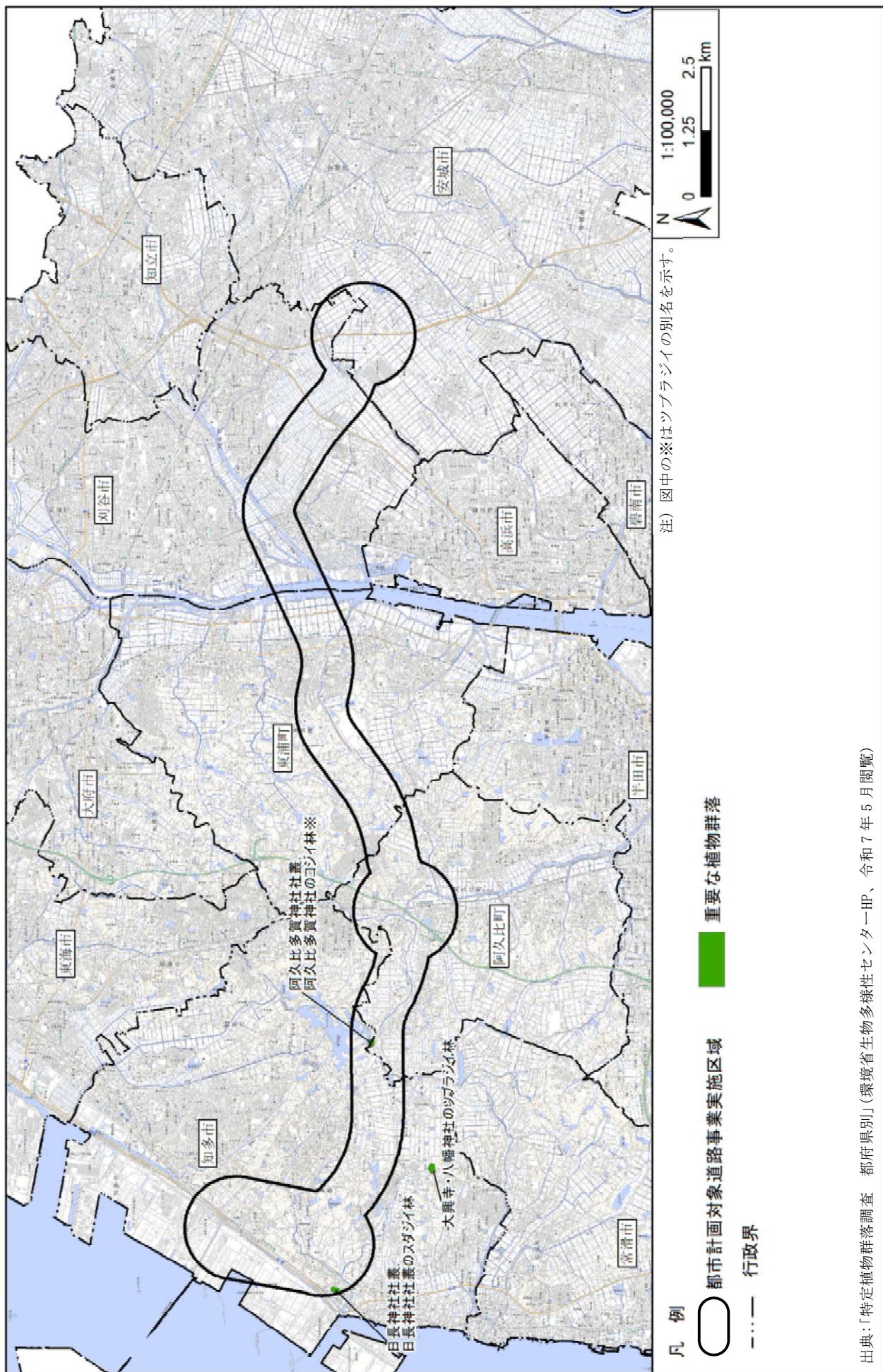
表 4.1-67 重要な植物群落の選定基準

分類	名称	カテゴリ
特定植物群落	『第 5 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)』(平成 12 年、環境省)	A : 原生林もしくはそれに近い自然林 B : 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C : 比較的ふつうにみられるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地にみられる植物群落又は個体群 D : 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E : 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F : 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G : 亂獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H : その他学術上重要な植物群落又は個体群
群落 RDB	『植物群落レッドデータブック』(平成 8 年 4 月、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)	4 : 緊急に対策必要(緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する) 3 : 対策必要(対策を講じなければ、群落の状態が徐々に悪化する) 2 : 破壊の危惧(現在の保護対策は良いが、対策を講じなければ、将来破壊される恐れが大きい) 1 : 要注意(当面、新たな保護対策は必要ない)

表 4.1-68 重要な植物群落

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	大興寺・八幡神社のツブラジイ林	知多市	E	特定植物群落
			3	群落 RDB
2	日長神社社叢	阿久比町	A, E	特定植物群落
	日長神社社叢のスダジイ林		3	群落 RDB
3	阿久比多賀神社社叢	阿久比町	A, E	特定植物群落
	阿久比多賀神社のコジイ林※		3	群落 RDB

注) 表中の※はツブラジイの別名を示す。



出典:「特定植物群落調査 都府県別」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-33 重要な植物群落位置図

3) 巨樹・巨木林及び指定樹木の状況

調査区域における巨樹・巨木林及び指定樹木（天然記念物）の状況を以下の既存資料により把握した。

「第6回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査）」（平成16年、環境省）による巨樹・巨木林の状況を表4.1-69(1)～(2)及び図4.1-34に、愛知県及び調査対象市町の天然記念物に指定されている樹木等を表4.1-70及び図4.1-35に示す。

調査区域では巨樹・巨木林が71件、愛知県天然記念物が4件、調査対象市町の天然記念物が24件指定されている。

表4.1-69(1) 調査区域の巨樹・巨木林

番号	市町名	樹種	名称	樹幹(m)	樹高(m)
1	知多市	クスノキ	—	792	25
2		クスノキ	—	343	18
3		クスノキ	—	391	20
4		クスノキ	—	342	20
5		クスノキ	—	342	20
6		ビャクシン	—	365	12
7		クスノキ	—	332	10
8		クスノキ	—	425	16
9		ケヤキ	—	375	15
10	常滑市	クロマツ	—	310	25
11		ケヤキ	—	380	8
12		ビャクシン	—	395	15
13		イチョウ	—	355	19
14		クスノキ	—	310	20
15		イチョウ	—	300	15
16	大府市	クロガネモチ	—	335	25
17		クスノキ	—	396	15
18	東浦町	クスノキ	極楽寺のクス	419	20
19		クスノキ	伊久智神社大グスの森	471	20
20		クスノキ	伊久智神社大グスの森	391	20
21		クスノキ	伊久智神社大グスの森	382	20
22		クスノキ	伊久智神社大グスの森	353	20
23	半田市	エノキ	—	321	11
24	高浜市	クスノキ	—	305	20

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」（平成13年、環境省）

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林 第6回(1999～2005)」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-69(2) 調査区域の巨樹・巨木林

番号	市町名	樹種	名称	樹幹(m)	樹高(m)
25	刈谷市	ケヤキ	—	300	18
26		シイノキ※	—	325	12
27		ムクノキ	—	383	25
28		イチョウ	—	375	24
29		クスノキ	—	310	20
30		クスノキ	—	640	18
31		クロマツ	—	300	20
32		シイノキ※	—	260	10
33		シイノキ※	—	328	12
34		ツブラジイ	—	332	18
35		ツブラジイ	—	267	12
36		スダジイ	—	368	10
37		ツブラジイ	—	379	15
38		クロガネモチ	—	388	18
39		スダジイ	—	367	20
40		スダジイ	—	393	20
41		クスノキ	—	350	21
42	知立市	クロマツ	—	453	23
43		クスノキ	—	340	18
44		ビャクシン	萬福寺のイブキ	301	15
45		クスノキ	—	315	18
46		クスノキ	—	325	18
47		クスノキ	—	330	18
48		スダジイ	—	325	9
49		クロマツ	—	310	28
50		スダジイ	—	267	9
51		スダジイ	—	215	10
52	安城市	クロガネモチ	榎前のクロガネモチ	319	19
53		クロマツ	永安寺のクロマツ	370	4
54		イチョウ	堀内の大イチョウ	310	30
55		クロマツ	箕輪のクロマツ	336	20
56		ケヤキ	専超寺のケヤキ	316	20
57		エノキ	東町のエノキ	367	15
58		イチョウ	西蓮寺のイチョウ	311	25
59		シイノキ※	信照寺のシイ	517	15
60		クロマツ	—	301	15
61		タブノキ	—	345	10
62		クロガネモチ	—	305	13
63		クロマツ	—	321	20
64		クロガネモチ	—	300	20
65		ツクバネガシ	—	360	13
66		クロマツ	—	312	23
67		クロマツ	—	325	18
68		シイノキ※	—	475	10
69		シイノキ※	—	425	18
70		モチノキ	—	475	15
71		シイノキ※	—	330	7

注) 表中の※はスダジイ、ツブラジイなどの総称を示す。

出典:「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」(平成13年、環境省)

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林 第6回(1999~2005)」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)